

	新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更
と き	6月19日（土）決定
と ころ	練馬区役所（豊玉北6-12-1）
<p>6月17日、国は、東京都、大阪府など9都道府県に発出していた緊急事態宣言を6月20日をもって解除し、6月21日から7月11日までの間、東京都をはじめとした10都道府県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域と決定した。</p> <p>都知事は翌18日、23区および檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町を区域として都民の外出自粛や飲食店等における営業時間の短縮等を要請した。</p> <p>区は、国および都の方針を受けて、新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更し、6月21日から7月11日までの間、対応する。7月12日以降の対応は、別途決定する。</p>	

【新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針】（令和3年6月19日付け）

別添のとおり

【基本的な考え方】

- 区民の皆様にも、日中も含めた不要不急の外出は控えるようお願いする。混雑している場所や時間での行動、都道府県間の移動を、控えるようお願いする。特に、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えるようお願いする。
- 区内の飲食店等には営業時間の短縮をお願いする。特に、酒類を提供する飲食店の営業時間は午後8時まで、酒類の提供は午後7時までとして頂く。また、カラオケ設備を提供する飲食店等には、設備の利用自粛をお願いする。引き続き業種別ガイドラインの遵守をお願いする。

【区立施設における変更点】

施設の種別など	6/20まで	6/21～7/11
敬老館、はつらつセンター	定員の50%	定員の100%
練馬文化センター、大泉学園ゆめりあホール、生涯学習センターホール	定員の50%	定員の100% ただし、大声での歓声・声援等が想定される場合は定員の50%
会議室等集会施設（地区区民館、地域集会所等）	定員の50%	定員の100%

【問い合わせ】

練馬区 危機管理課 安全安心係

電話03-5984-1027